

消費税インボイス制度

～ 今、クライアントに伝えるべきこと ～

令和4年11月15日 税理士 金井恵美子

本資料では、次の用語を使用しています。

インボイス制度	… 令和5年10月1日から開始する適格請求書等保存方式
インボイス	… 適格請求書（適格簡易請求書及び適格返還請求書をあわせてインボイスと呼ぶこともあります）
簡易インボイス	… 適格簡易請求書
返還インボイス	… 適格返還請求書
インボイス発行事業者事業者	… 適格請求書発行事業者（登録事業者と呼ぶ場合もあります）

インボイス制度は、売手による消費税の納税がインボイスによって証明された場合に、買手における仕入税額控除を認める厳格な制度です。現行制度との決定的な違いは、事業者免税点制度との関係であるといえるでしょう。

本研修では、免税事業者及び免税事業者から仕入れを行う事業者に主眼をおいて、今、クライアントに伝えるべきことを検討します。

※ 研修受講管理システムの「令和4年度消費税適格請求書等保存方式に関する研修会～消費税インボイス制度の個別論点～」（名古屋税理士会業務対策部所掌、本年9月アップロード）とは、内容が異なります。

03 インボイス制度の概要

I 仕入税額控除の方式の変遷

1 帳簿方式から請求書等保存方式へ

平成元年4月1日に始まった消費税は、自らが仕入れの事実を記帳した帳簿の保存を仕入税額控除の要件とする帳簿方式でした。しかし、諸外国の付加価値税では、インボイスをもとに納税額を計算するインボイス制度が広く採用されており、「自己記録」を控除の基礎とする日本の消費税の仕組みは、制度の透明性と信頼性の確保という点から問題視され、「第三者作成書類」を保存する方法が求められました。

そこで、平成6年度税制改正において、帳簿の保存に加え、前段階の事業者が発行した請求書等の客観的な証拠書類の保存を要件とする請求書等保存方式に改められました。

保存すべき請求書等は、事業者の追加的な事務負担を極力抑えるために、多くの事業者間取引において、通常、交わされている納品書、請求書、領収書等が想定されています。したがって、課税資産の譲渡等を行う事業者に請求書等が発行する義務はなく、また、免税事業者も請求書等が発行します。

請求書等保存方式は、平成9年4月1日以後適用されています。

2 経過措置としての区分記載請求書等保存方式

平成28年度税制改正では、税率引上げの緩衝材として軽減税率が導入され、それに伴うインボイス制度への移行が決定しましたが、執行可能性に配慮して、当面は請求書等保存方式を維持することとされました。

ただし、一つの請求書等に税率が異なる課税仕入れが記載されている場合には、軽減税率の対象にはその旨及び税率ごとの支払対価の額の合計額が記されていないなりません。

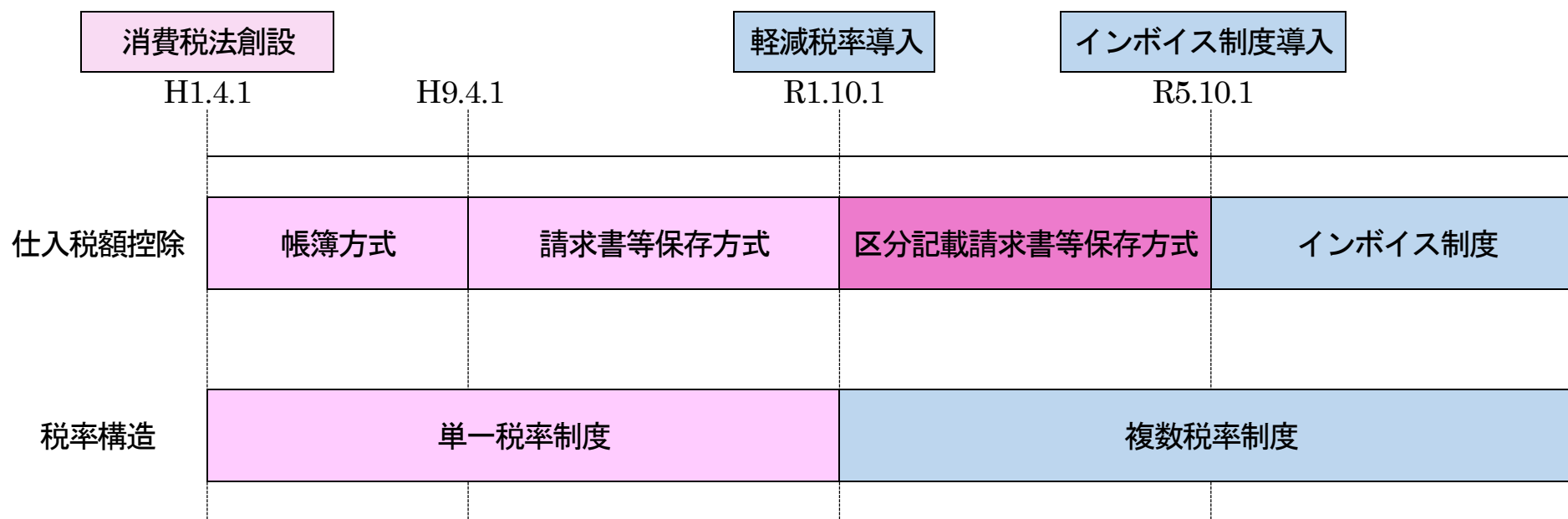
軽減税率が導入された令和元年10月以後は、単一税率制度下の請求書等保存方式と区別して、区分記載請求書等保存方式と呼ばれています。

3 令和5年10月1日以後はインボイス制度

インボイス制度は、軽減税率の導入から4年後の令和5年10月1日に開始します。

「インボイス制度」は、「適格請求書発行事業者登録制度」（いわゆる事業者登録制度）を基礎としています。

原則として、「適格請求書発行事業者」（インボイス発行事業者）から交付を受けたインボイスの保存及び帳簿の保存が、仕入税額控除の要件となります（新消法30①⑦）。インボイス発行事業者には、仕入れを行う課税事業者からの求めに応じ、インボイスを交付し、その写しを保存する義務があります（新消法57の4①）。



区分	現行制度（区分記載請求書等保存方式） 【令和5年9月末まで】	インボイス制度（適格請求書等保存方式） 【令和5年10月1日以後】
登録制度	事業者登録制度なし	事業者登録制度あり
	売手に請求書等の交付義務なし	売手にインボイスの交付義務あり（免除特例あり）
	免税事業者も請求書等交付可	免税事業者・未登録事業者はインボイス交付不可
	請求書等不正交付の罰則なし	インボイス不正交付の罰則あり
仕入税額控除	免税事業者からの課税仕入れも仕入税額控除の対象	免税事業者等からの課税仕入れは仕入税額控除の対象とならない（6年間は経過措置あり）
	買手に請求書等の保存義務あり	買手にインボイスの保存義務あり
	データで受け取った請求書等は不可	電子インボイスの授受と保存可
	小売業者等が交付する請求書等は、受領者の名称記載不要	小売業者等は、簡易インボイスの交付可 <ul style="list-style-type: none"> • 消費税額等又は適用税率のいずれか記載 • 受領者の名称記載不要
	3万円未満の取引等に、請求書等の保存不要の取扱いあり	売手の交付義務が免除される取引等に、インボイスの保存不要の取扱いあり
買手に帳簿の保存義務あり（記載事項に変更なし）		

II 「納税の義務」と「控除の権利」

1 原則

免税事業者や消費者は登録をすることができないため、これらの者からの課税仕入れは、仕入税額控除の対象となりません(新消法 30⑦)。

現行の請求書等保存方式との違いは、この点が大きいといえます。

請求書等保存方式では、課税仕入れを行う事業者において、相手方(売手)が課税事業者であるか免税事業者であるかを知る方法はありません。したがって、売手が消費税の申告納税をしているかどうかを確認することなく、仕入税額控除を行います。そこで、消費税のしくみとしては、免税事業者からの仕入れについて、「納税なき控除」が問題となります。

インボイス制度においては、免税事業者は請求書等に登録番号を記載することができないため、課税仕入れを行った事業者は、登録番号の記載のない請求書等を受け取ることによって、仕入先が免税事業者であると確認することになります。

インボイス制度では、インボイスは売手はその取引に係る消費税を申告納付する証拠として機能し、売手による納税義務の履行を前提に、買手における控除の権利が確保されることとなります。

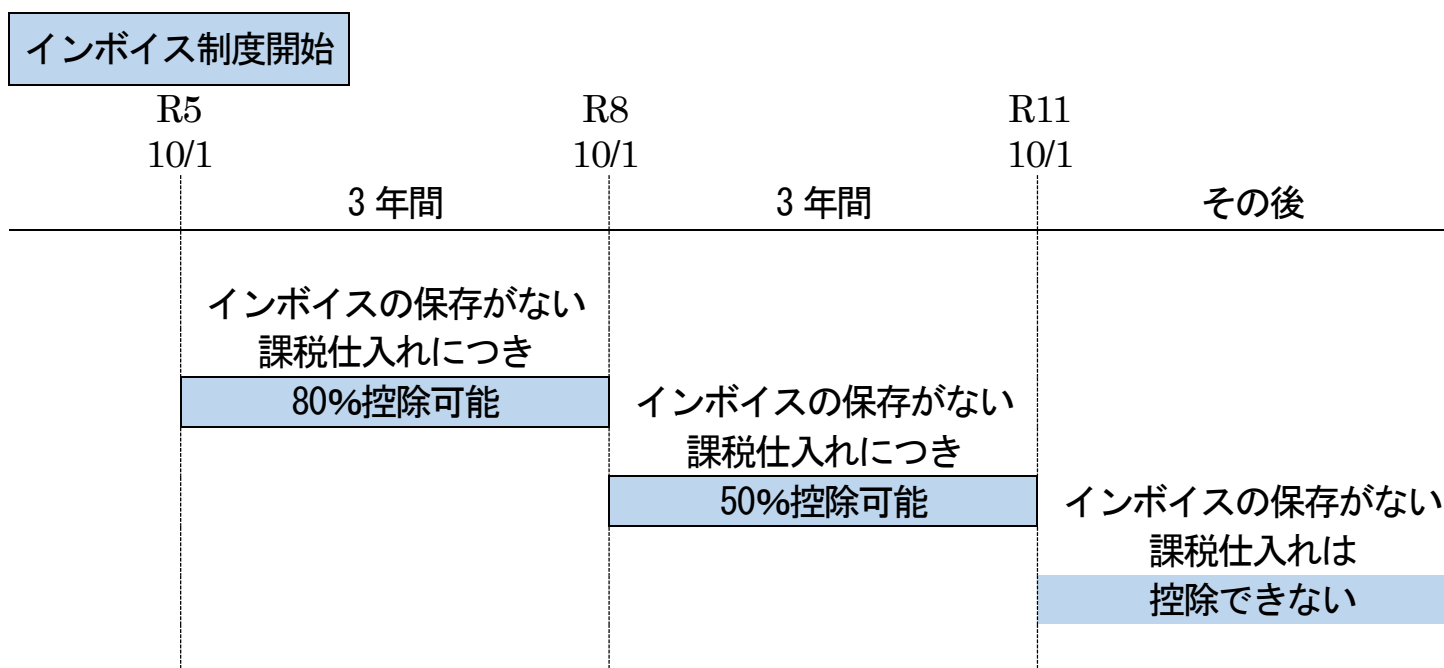
現行制度 (区分記載請求書等保存方式)	インボイス制度 (適格請求書等保存方式)
売手のステータス(課税事業者か免税事業者か等)にかかわらず、請求書等を保存して仕入税額控除を行う。	インボイス発行事業者が発行したインボイスの保存が要件。消費者、免税事業者又は登録を受けていない課税事業者から行った課税仕入れは、仕入税額控除の対象とならない。

※ インボイス制度においても、業種の特殊性から、一定の範囲で「インボイスの保存を要しない取引」が設けられています。

2 インボイスの保存がない課税仕入れに係る6年間の経過措置

ただし、激変緩和の趣旨から、インボイス制度の導入後6年間は、インボイス制度において仕入税額控除が認められない課税仕入れであっても、区分記載請求書等保存方式において仕入税額控除の対象となるものについては、次の割合で仕入税額控除が

認められます（平 28 年改正法附則 52、53）¹。



(1) 帳簿の記載

この経過措置の適用を受けるためには、帳簿に、たとえば、「80%控除対象」、「免税事業者からの仕入れ」など、経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨を記載しておかなければなりません。この記載は、適用対象となる取引に、「※」や「☆」といった記号・番号等を表示し、これらの記号・番号等が「経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨」を別途「※(☆)は80%控除対象」などと表示する方法も認められます。

¹ 日税連は、令和4年5月26日付けで、28年改正法附則52条1項の経過措置（80%控除）を当分の間維持することを提案しています（<https://www.nichizeiren.or.jp/whats-new/20220606a/>）。

(2) 区分記載請求書等の保存

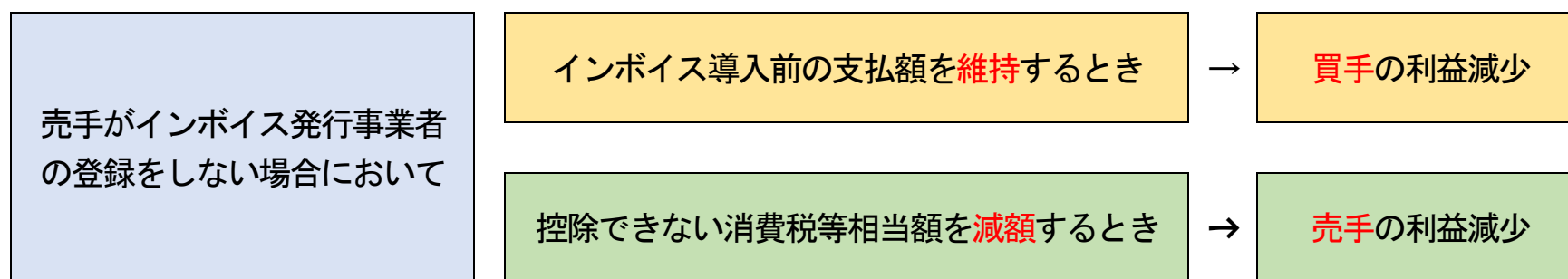
また、区分記載請求書等と同様の記載事項が記載された請求書等の保存が必要です。

現行法においては、区分記載請求書等は「紙」に限られており、区分記載請求書等の記載事項に係るデータの提供を受けて「紙」の交付を受けない場合には、区分記載請求書等の保存がないものと整理されますが、インボイス制度においては、区分記載請求書等の記載事項に係るデータの提供を受け、そのデータを保存する場合にも、経過措置の適用が認められます（令和4年度改正、平28年改正法附則52①②、53①②）。

3 利益の減少

6年間の経過措置はあるものの、インボイス発行事業者以外からの仕入れについては、控除できない税額は買手の費用になってしまいます。これは、消費税等を外税として支払っていた場合だけでなく、消費税等を明示せずに支払っていた場合にも生じる問題であり、従前の支払額を継続すれば買手の利益が減少し、消費税等相当額の減額をすれば売手の利益が減少します。

買手には、「インボイスのない課税仕入れ」を区分する事務負担も生じます。



4 事業継続のための課税事業者の選択

免税事業者は、事業を継続するために、課税事業者を選択する必要があるかどうか、検討しなければなりません。

免税事業者は、仕入税額控除をできないという理由で、取引から排除される可能性、あるいは、消費税相当額を支払わない交渉をされる可能性があります。

6年間の経過措置は、免税事業者が課税事業者を選択するかどうかの熟慮期間として準備されたものです。

しかし、この経過措置においても控除できない部分の税額は買手のコストとなり、経理処理も煩雑になるため、買手としては、仕入先のすべてが登録していることが望まれます。登録番号を記載しない請求書等を交付するということは、自らが消費税の申告納税を行わない免税事業者であることを告白することです。インボイス制度の開始時に課税事業者となるかどうかを検討する必要があります。

【業種ごとの具体的な検討】

不動産賃貸業	<p>土地の貸付け及び住宅の貸付けは非課税です。非課税となる賃貸のみである場合には、インボイス発行事業者となる必要はありません。</p> <p>課税売上げとなる店舗や事務所の貸付けについては、賃借人が事業者ですから、インボイスの交付を求められるでしょう。インボイスを発行しない場合は、賃料の値下げ交渉をされる可能性があります。6年間の経過措置にそって値下げをするか、課税事業者となって登録するか、検討が必要でしょう。</p> <p>不動産賃貸業の経費は減価償却費や固定資産税などであり、通常、課税仕入れがほとんどありませんが、簡易課税を選択すると40%のみなし仕入率が適用され、賃貸料収入（税抜き）の6%が納税額となります。</p>
建設業 (ひとり親方)	<p>建設業の下請けをするひとり親方が登録をしない場合、控除できない消費税額相当額は親事業者のコストになります。下請業者は下請法によって保護されますが、従前の取引条件の変更や下請代金の減額が要求される可能性は高いでしょう。親事業者との交渉次第では、課税事業者となることを検討しなければなりません。</p> <p>簡易課税を適用した場合のみなし仕入率は、資材の仕入れがある場合は70%、いわゆる人工代である場合は60%になります。</p>
ライター デザイナー プログラマー	<p>フリーランスのライターやデザイナー、プログラマーは、仕事の特異性によりインボイスの交付の有無に関係なく受注できる場合を除き、登録の必要性が高い業種です。インボイス制度の準備として、インボイス発行事業者であることを発注の要件とする動きも見られます。</p>

	簡易課税を適用した場合のみなし仕入率は50%、納税額は税抜売上高の5%です。																													
飲食店業	<p>飲食店業は、お店の客層、経営のスタイルやビジョンによって、登録の必要性が区々となります。顧客が、インボイスの交付を必要としない消費者であれば、インボイスを交付する必要はありません。事業者による接待利用がある場合や、そのような顧客を増やしていきたいと考える場合には、課税事業者となって登録することが必要と考えられます。</p> <p>ただし、インボイスの交付の有無に影響を受けない人気店である場合もあるでしょう。</p> <p>課税事業者を選択する場合、飲食店は軽減税率と標準税率の2つの税率が入り交じりやすい業種です。店内飲食には標準税率が、持帰りや出前には軽減税率が適用され、納付すべき税額の計算が複雑になる可能性があります。</p> <p>簡易課税制度を適用する場合の事業区分は、適用税率の判定と一律となっていないので、注意が必要です。</p>																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">適用税率</th> <th colspan="2">簡易課税制度</th> </tr> <tr> <th>みなし仕入率</th> <th>納税額の率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">店内飲食</td> <td>標準税率 10%</td> <td rowspan="2">第4種事業 60%</td> <td>税抜売上高の4%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">出前</td> <td>調理したもの</td> <td rowspan="4">軽減税率 8%</td> <td rowspan="2">第3種事業 70%</td> <td>税抜売上高の3.2%</td> </tr> <tr> <td>購入したもの</td> <td rowspan="2">第2種事業 80%※</td> <td>税抜売上高の2.4%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">持帰り</td> <td>調理したもの</td> <td rowspan="2">第1種事業 90%</td> <td>税抜売上高の1.6%</td> </tr> <tr> <td>購入したもの</td> <td>税抜売上高の1%</td> </tr> </tbody> </table>	区分		適用税率	簡易課税制度		みなし仕入率	納税額の率	店内飲食		標準税率 10%	第4種事業 60%	税抜売上高の4%	出前	調理したもの	軽減税率 8%	第3種事業 70%	税抜売上高の3.2%	購入したもの	第2種事業 80%※	税抜売上高の2.4%	持帰り	調理したもの	第1種事業 90%	税抜売上高の1.6%	購入したもの	税抜売上高の1%			
	区分				適用税率	簡易課税制度																								
			みなし仕入率	納税額の率																										
	店内飲食		標準税率 10%	第4種事業 60%	税抜売上高の4%																									
出前	調理したもの	軽減税率 8%	第3種事業 70%		税抜売上高の3.2%																									
	購入したもの			第2種事業 80%※	税抜売上高の2.4%																									
持帰り	調理したもの		第1種事業 90%		税抜売上高の1.6%																									
	購入したもの			税抜売上高の1%																										
<p>※ 購入者が事業者であると確認できる場合は第1種事業に該当し、みなし仕入率は90%、税抜売上高に対する納税額の割合は1%になります。</p>																														
小売業	顧客の多くは一般消費者ですから、課税事業者を選択する必要性は低いと考えられます。免税事業者の																													

	<p>まま商売を継続する場合には、消費税額を上乗せする価格表示やレシートへの消費税額の表示は避けるべきです。表示の変更は、なるべく早期に行ってください。</p> <p>なお、ビジネス街にある文房具店や書店など、顧客に相当程度の事業者が存在する場合は、登録の必要があるかもしれません。簡易課税を適用した場合のみなし仕入率は、事業者に対する販売は90%、消費者に対する販売は80%です。</p>
学習塾	<p>塾生からインボイスの交付を求められることはないので、課税事業者を選択する必要はありません。消費税額を上乗せする価格表示をしないように注意しましょう。</p>
お稽古教室 フィットネス	<p>顧客の多くは一般消費者ですから、課税事業者を選択する必要性は低いと考えられます。ただし、企業が福利厚生などで利用する場合は、インボイスの交付が求められるでしょう。</p>
理容店 美容室 美容サロン	<p>顧客に事業として利用する者があるかどうかによって検討する必要があります。美容室やサロンの費用を経費にできる事業者は多くはありませんが、モデル、俳優、ホステスなど、現在、領収書の交付を求め顧客が多い場合には、課税事業者となって登録することが必要と考えられます。</p> <p>簡易課税を適用した場合のみなし仕入率は50%、納税額は税抜売上高の5%です。</p>

免税事業者のまま事業を継続する場合



事業者登録をしないで免税事業者のまま事業を継続する場合であっても、消費税額を請求書や領収書に記載することを禁じる法令はありません。

しかし、顧客がもつ印象を考えれば、消費税額を上乗せする価格表示やレシートへの消費税額の表示は避けるべきでしょう。表示の変更は、インボイス制度の開始を待たず、なるべく早期に行ってください。

5 仕入先が登録していない場合の対応の検討

買手は、登録をしない仕入先に対して価格交渉を行う場合には、独占禁止法又は下請法に配慮することが求められます。

資料：免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A（令和4年1月19日 改正：令和4年3月8日、財務省・公正取引委員会・経済産業省・中小企業庁・国土交通省）には、次のようなQuestionがあります。

Q7

仕入先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として取引条件を見直すことを検討していますが、独占禁止法などの上ではどのような行為が問題となりますか。

これに対する回答の主要部分は、次のとおりです。

A 事業者がどのような条件で取引するかについては、基本的に、取引当事者間の自主的な判断に委ねられるものですが、免税事業者等の小規模事業者は、売上先の事業者との間で取引条件について情報量や交渉力の面で格差があり、取引条件が一方的に不利になりやすい場合も想定されます。

自己の取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、優越的地位の濫用として、独占禁止法上問題となるおそれがあります。

仕入先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として取引条件を見直すことそれ自体が、直ちに問題となるものではありませんが、見直しに当たっては、「優越的地位の濫用」に該当する行為を行わないよう注意が必要です。

1 取引対価の引下げ

取引上優越した地位にある事業者（買手）が、インボイス制度の実施後の免税事業者との取引において、仕入税額控除ができないことを理由に、免税事業者に対して取引価格の引下げを要請し、取引価格の再交渉において、仕入税額控除が制限される分（注）について、免税事業者の仕入れや諸経費の支払いに係る消費税の負担をも考慮した上で、双方納得の上で取引価格を設定すれば、結果的に取引価格が引き下げられたとしても、独占禁止法上問題となるものではありません。

しかし、再交渉が形式的なものにすぎず、仕入側の事業者（買手）の都合のみで著しく低い価格を設定し、免税事業者が

負担していた消費税額も払えないような価格を設定した場合には、優越的地位の濫用として、独占禁止法上問題となります。

また、取引上優越した地位にある事業者（買手）からの要請に応じて仕入先が免税事業者から課税事業者となった場合であって、その際、仕入先が納税義務を負うこととなる消費税分を勘案した取引価格の交渉が形式的なものにすぎず、著しく低い取引価格を設定した場合についても同様です。

(注) 免税事業者からの課税仕入れについては、インボイス制度の実施後3年間は、仕入税額相当額の8割、その後の3年間は同5割の控除ができることとされています。

5 取引の停止

事業者がどの事業者と取引するかは基本的に自由ですが、例えば、取引上の地位が相手方に優越している事業者（買手）が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対して、一方的に、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格など著しく低い取引価格を設定し、不当に不利益を与えることとなる場合であって、これに応じない相手方との取引を停止した場合には、独占禁止法上問題となるおそれがあります。

6 登録事業者となるような態様等

課税事業者が、インボイスに対応するために、取引先の免税事業者に対し、課税事業者になるよう要請することがあります。このような要請を行うこと自体は、独占禁止法上問題となるものではありません。

しかし、課税事業者になるよう要請することにとどまらず、課税事業者にならなければ、取引価格を引き下げるとか、それにも応じなければ取引を打ち切ることにするなど一方的に通告することは、独占禁止法上又は下請法上、問題となるおそれがあります。例えば、免税事業者が取引価格の維持を求めたにもかかわらず、取引価格を引き下げる理由を書面、電子メール等で免税事業者に回答することなく、取引価格を引き下げる場合は、これに該当します。また、免税事業者が、当該要請に応じて課税事業者となるに際し、例えば、消費税の適正な転嫁分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置く場合についても同様です（上記1、5等参照）。

したがって、取引先の免税事業者との間で、取引価格等について再交渉する場合には、免税事業者と十分に協議を行っていただき、仕入側の事業者の都合のみで低い価格を設定する等しないよう、注意する必要があります。

取引が実現した後に、登録番号のない請求書を見て一方的に支払額を減額するといった行為は法令に違反する行為です。また、登録番号のない請求書を見て、継続取引を一時的に停止するといったことも避けるべきでしょう。

課税事業者になるよう要請すること自体は独占禁止法上問題になりませんが、それにとどまらず、「課税事業者にならなければ取引価格を引き下げる」、「それにも応じなければ取引を打ち切る」などと一方的に通告することは、独占禁止法上問題となるおそれがあります。

仕入先が登録するかどうかは、早めに確認して、互いの事情を話し合い、取引価格の合意に至る努力が必要です。

一方的な支払額の減額や取引停止は、法令違反の可能性はある



自由かつ自主的な判断による取引条件の合意が必要

Ⅲ インボイスとは

インボイスとは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝える手段であり、区分記載請求書等保存方式の請求書等の記載事項に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」が追加された書類やデータをいいます。

正式な名称は、「適格請求書」です。また、小売業等において利用することができる「適格簡易請求書」、対価の返還等を行った場合の「適格返還請求書」があります。

これらの書面の交付に代えて、その記載事項に係るデータ（電子インボイス）を提供することができます（新消法57の4⑤）。

1 適格請求書（インボイス）

「適格請求書（インボイス）」とは、次に掲げる事項を記載した請求書、納品書その他これらに類する書類をいいます（新消法57の4①）。インボイスに様式の定めはなく、適格請求書やインボイスといった名称を付ける必要もありません。また、手書きであってもかまいません。請求書、納品書、領収書、レシート等、その名称を問わず、記載事項を満たしているものは、適格請求書（インボイス）に該当します（新消法57の4①、インボイス通達3-1）。

インボイスの記載事項は、次のとおりです。アンダーラインは、区分記載請求書等保存方式において保存すべきものとされている請求書等の記載事項に追加される事項です。

インボイスの記載事項
① インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
② 課税資産の譲渡等を行った年月日
③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（軽減税率の対象にはその旨）
④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
⑤ 税率ごとに区分した消費税額等（消費税額及び地方消費税額の合計額）
⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

※ 登録番号の構成

登録番号の構成は、「T」 + 数字 13 桁（例：T1234567890123）です。

法人は、マイナンバー法によって付番された法人番号が数字 13 桁の部分となります。

個人事業者はマイナンバーを使用しないで、新たな番号が付番されます（インボイス通達 2-3）。したがって、個人事業者は、国税庁から通知を受けて自己の登録番号を確認することになります。

通知を受けた登録番号の変更を求めることはできません。

区分	法人	個人事業者
登録番号	「T」 + 法人番号	「T」 + 数字 13 桁 マイナンバー（個人番号）は用いない

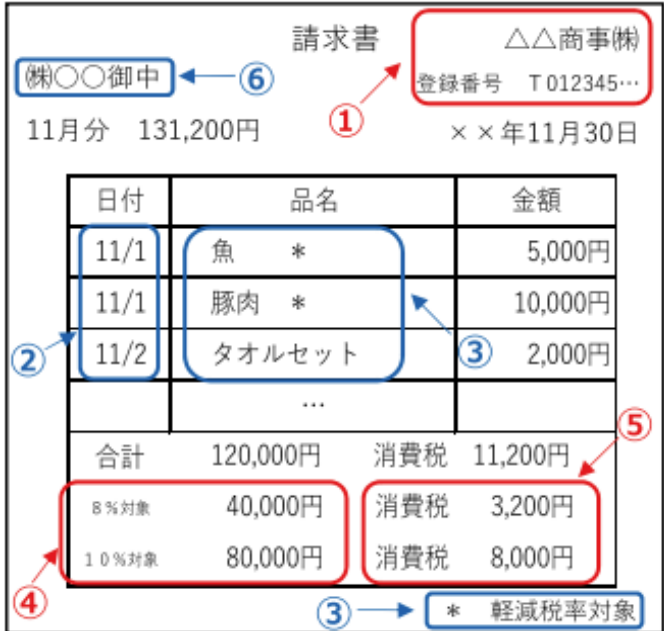
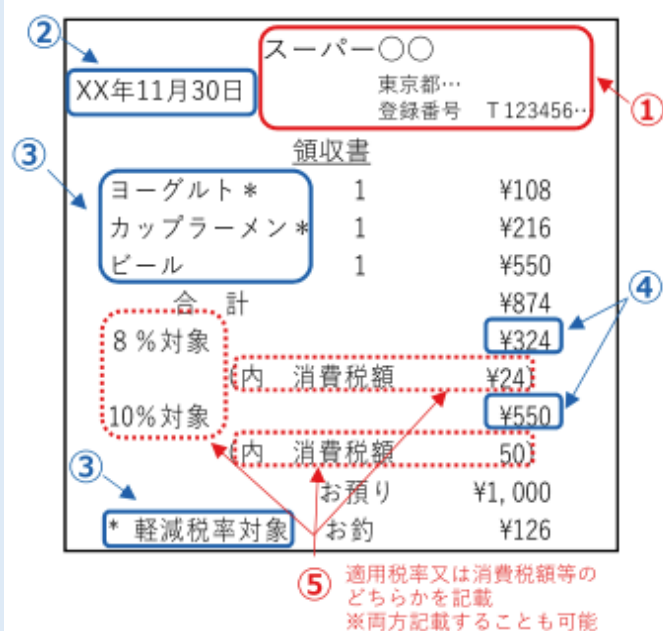
なお、登録番号の表記は、半角・全角を問いません。

2 適格簡易請求書（簡易インボイス）

(1) 小売業等が交付する簡易インボイス

インボイス発行事業者が、小売業、飲食店業、写真業、旅行業、タクシー業又は駐車場業等の不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等を行う事業を行う場合には、「適格請求書（インボイス）」に代えて「適格簡易請求書（簡易インボイス）」を交付することができます（新消法 57 の 4②、消令 70 の 11）。

「不特定かつ多数の者に資産の譲渡等を行う事業」であるかどうかは、個々の事業の性質により判断しますが、たとえば、資産の譲渡等を行う者が資産の譲渡等を行う際に相手方の氏名又は名称等を確認せず、取引条件等をあらかじめ提示して相手方を問わず広く資産の譲渡等を行うことが常態である事業などは、これに該当します。

インボイス	簡易インボイス																																																
 <p>請求書 △△商事(株) 登録番号 T012345... 11月分 131,200円 ××年11月30日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日付</th> <th>品名</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11/1</td> <td>魚 *</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>11/1</td> <td>豚肉 *</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>11/2</td> <td>タオルセット</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">...</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>120,000円</td> <td>消費税 11,200円</td> </tr> <tr> <td>8%対象</td> <td>40,000円</td> <td>消費税 3,200円</td> </tr> <tr> <td>10%対象</td> <td>80,000円</td> <td>消費税 8,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 軽減税率対象</p>	日付	品名	金額	11/1	魚 *	5,000円	11/1	豚肉 *	10,000円	11/2	タオルセット	2,000円	...			合計	120,000円	消費税 11,200円	8%対象	40,000円	消費税 3,200円	10%対象	80,000円	消費税 8,000円	 <p>スーパー○○ 東京都... 登録番号 T123456... XX年11月30日</p> <p>領収書</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>ヨーグルト*</td> <td>1</td> <td>¥108</td> </tr> <tr> <td>カップラーメン*</td> <td>1</td> <td>¥216</td> </tr> <tr> <td>ビール</td> <td>1</td> <td>¥550</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>¥874</td> </tr> <tr> <td>8%対象</td> <td></td> <td>内 消費税額 ¥324</td> </tr> <tr> <td>10%対象</td> <td></td> <td>内 消費税額 ¥550</td> </tr> <tr> <td>お預り</td> <td></td> <td>¥1,000</td> </tr> <tr> <td>お釣</td> <td></td> <td>¥126</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 軽減税率対象</p> <p>⑤ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載 ※両方記載することも可能</p>	ヨーグルト*	1	¥108	カップラーメン*	1	¥216	ビール	1	¥550	合計		¥874	8%対象		内 消費税額 ¥324	10%対象		内 消費税額 ¥550	お預り		¥1,000	お釣		¥126
日付	品名	金額																																															
11/1	魚 *	5,000円																																															
11/1	豚肉 *	10,000円																																															
11/2	タオルセット	2,000円																																															
...																																																	
合計	120,000円	消費税 11,200円																																															
8%対象	40,000円	消費税 3,200円																																															
10%対象	80,000円	消費税 8,000円																																															
ヨーグルト*	1	¥108																																															
カップラーメン*	1	¥216																																															
ビール	1	¥550																																															
合計		¥874																																															
8%対象		内 消費税額 ¥324																																															
10%対象		内 消費税額 ¥550																																															
お預り		¥1,000																																															
お釣		¥126																																															
<p>①インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号</p> <p>②取引年月日</p> <p>③取引の内容（軽減対象資産にはその旨）</p>	<p>同左</p>																																																
<p>④税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率</p> <p>⑤税率ごとに区分した消費税額等</p>	<p>④税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）</p> <p>⑤税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率</p>																																																
<p>⑥書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称</p>	<p>記載不要</p>																																																

※ アンダーラインは、インボイスの記載事項との違いです。

(2) 簡易インボイスのメリット

簡易インボイスでは「適用税率」又は「税率ごとに区分した消費税額等」のいずれかを記載すればよいとされていますが、モデルが示すように、その両方を記載することに問題はありません。

そうすると、簡易インボイスのメリットとしては、「書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称」の記載を省略することができる点が大きいです。たとえば、小売店においては、顧客の氏名等を確認することなく、レジスターが発行するレシートを簡易インボイスとして交付することができます。

3 適格返還請求書（返還インボイス）

インボイス発行事業者が売上げに係る対価の返還等を行った場合には、次の事項を記載した「適格返還請求書」（返還インボイス）を交付しなければなりません(新消法 57 の 4③)。

返還インボイスの記載事項

- ① インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 対価の返還等を行う年月日とそのもとになる課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 対価の返還等のもとになる課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（軽減税率の対象にはその旨）
- ④ 税率ごとに合計した対価の返還等の金額（税抜き又は税込み）
- ⑤ 対価の返還等の金額に係る消費税額等又は適用税率

インボイスの交付義務が免除される事業においては、返還インボイスを交付する義務はありません（新消法 57 の 4③、新消令 70 の 9③）。

4 電子インボイス

現行制度における「請求書等」は紙の請求書

電子メール、Web サイトからのダウンロード、EDI やプラットフォームによりデータで提供され、紙の請求書等の交付を受けていない場合



請求書等の保存がなく、その交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるものと整理され、

- 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる
- 請求に係るデータを保存する必要はない

インボイス制度は電子インボイスを想定している

EUでは、紙のインボイスに起因する事業者のコスト負担が大きな問題となり、電子インボイスへの転換が進められている



日本のインボイス制度は、電子インボイスを主流として開始することが望ましい

- インボイス制度導入による事業者のコスト増は、電子インボイスによって軽減される
- デジタル化によって業務全体の効率化と生産性の向上が期待される
- 事業者が使用するシステムが様々に違っていても、データの交換が可能となる電子インボイス「デジタルインボイス」の開発が進められている。

1 売上税額の計算方法

消費税の確定申告書を作成する場合に、納付すべき税額の計算の基礎となる課税標準額に対する消費税額は、割戻し計算により算出するのが原則です。特例として、積上げ計算があります。

原則【割戻し計算】	その課税期間の税込売上高の合計額を基礎とする計算方法 ※ 現行と同じ計算方法
特例【積上げ計算】	交付したインボイスに記載した消費税額等を基礎とする計算方法 ※ 少額の売上げを大量に繰り返す小売業者のニーズ ※ 簡易インボイスに「消費税額等」を記載しない場合は適用できない ※ 仕入税額につき、「積上げ計算」によることが要件

(1) 原則【割戻し計算】

申告書に記載する売上税額（課税標準額に対する消費税額）の計算は、その課税期間の課税売上げの税込対価の額を適用税率ごとに合計して税率ごとの課税標準額を算出し、これに各税率を乗じてその課税期間の課税標準額に対する消費税額を算出する「割戻し計算」が原則です（新消法45①）。

(2) 特例【積上げ計算】

インボイス制度の開始にあたっては、区分記載請求書等保存方式における旧消費税法施行規則22条1項の「積上げ計算の特例」を容認する経過措置は、廃止されます。

インボイスに記載する消費税額等は、税率ごとに、切上げ、切捨て、四捨五入など、インボイス発行事業者の任意で行うことができますが、一般に切捨て処理を行うことが多く、少額の課税売上げを大量に行う事業では、その切り捨てた消費税額が積み重なって、大きな負担となる可能性があります。

そこで、インボイス制度では、保存しているインボイスの写しに記録されている税率ごとの消費税額等の合計額に 100 分の 78 を乗じて計算する「積上げ計算」の特例が設けられています（新消法 45⑤、新消令 62）。

ただし、簡易インボイスに「税率ごとに区分した消費税額等」を記載せず、「適用税率」のみを記載して交付する場合は、積上げ計算を行うことはできません。

2 仕入税額の計算方法

消費税の確定申告書を作成する場合に、控除対象仕入税額の計算の基礎となる国内における課税仕入れに係る消費税額の計算は、積上げ計算が原則です。特例として、割戻し計算があります。

原則【積上げ計算】	【請求書等積上げ計算】	保存するインボイスに記載された消費税額等を積み上げる計算方法 ※ 電子インボイスの提供を受けて自動計算するシステム又は経費の自動精算システムが必要
	【帳簿積上げ計算】	課税仕入れの都度計上した仮払消費税額等を積み上げる計算方法 ※ 財務会計システムによる集計
特例【割戻し計算】		その課税期間の税込課税仕入れの合計額を基礎とする計算方法 ※ 売上税額につき、「割戻し計算」によることが要件

(1) 原則【積上げ計算】

一般課税の控除対象仕入税額は、個別対応方式、一括比例配分方式又は全額控除のいずれかによって計算することとなります。この場合、控除対象仕入税額の計算の基礎となる課税仕入れに係る消費税額の計算は、原則として、積上げ計算によります（新消法 30①、新消令 46①②）。

積上げ計算には、インボイスに記載された消費税額等を積算する「請求書等積上げ計算」と、課税仕入れの都度、帳簿に計上

した仮払消費税額等を積算する「帳簿積上げ計算」の2種類があります。

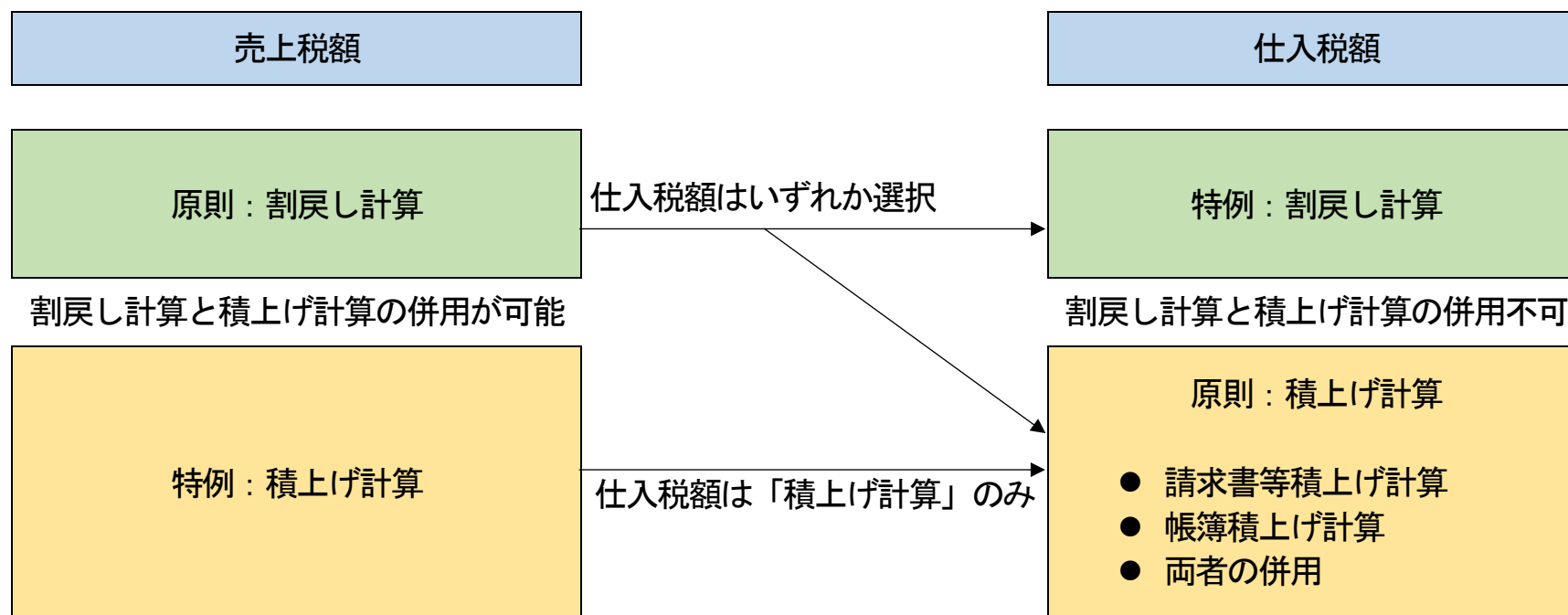
(2) 特例【割戻し計算】

売上税額の計算につき、「割戻し計算」としている場合は、課税仕入れに係る消費税額についても、適用税率ごとの課税仕入れの支払対価の額の合計額から消費税額を算出する「割戻し計算」によることができます（新消令46③）。

この要件は、売上税額と仕入税額の計算方法の違いを利用した有利計算を排除する措置であると説明されています。

3 計算方法の組み合わせ

円未満の端数処理が有利となる組み合わせ（売上税額：積上げ計算 = 仕入税額：割戻し計算）は、認められません。



(1) 売上税額の一部を積上げ計算とした場合

売上税額の計算は、取引先ごとに割戻し計算と積上げ計算を分けて適用するなど、併用することも認められます。

併用は、売上税額の計算につき積上げ計算を適用した場合に当たり、仕入税額の計算方法に割戻し計算を適用することはできません（インボイス通達3-13）。

例えば、小売業部門と建設業部門とがある場合において、小売業の売上税額について積上げ計算を適用するためには、建設業部門を含めたすべての課税仕入れについて積上げ計算を適用しなければなりません。

(2) インボイスに記載する消費税額等の端数処理と売上税額の計算方法

① インボイスに記載する消費税額の円未満を切捨てとする場合

少額の売上げを大量に繰り返す小売業者等が、インボイスに記載する消費税額等の端数処理を切捨てとした場合、その切り捨てた消費税額が積み重なって、大きな負担となる可能性があります。このような場合には、納付すべき税額にあたり、売上税額について積上げ計算のニーズが大きくなります。売上税額について積上げ計算を適用するためには、仕入税額についても積上げ計算とするシステムとオペレーションが必要になります。

② 仕入税額の積上げ計算ができない場合

売上税額・仕入税額の両方について積上げ計算とするシステムとオペレーションが整わない場合は、インボイスに記載する消費税額の計算方法を見直すことも必要です。インボイスに記載する消費税額の端数処理を四捨五入又は切上げとすれば、売上税額が膨らむことを回避することができ、仕入税額には、事務負担が少なく端数処理が有利な割戻し計算とすることができます。納付すべき税額その負担は相当に軽減させると考えられます。

インボイスに記載する消費税額等の計算方法	納付すべき税額の有利な計算方法	
	売上税額	仕入税額
切捨て	積上げ計算	積上げ計算
四捨五入・切上げ	割戻し計算	割戻し計算

(3) 仕入税額の帳簿積上げ計算における「課税仕入れの都度」の範囲

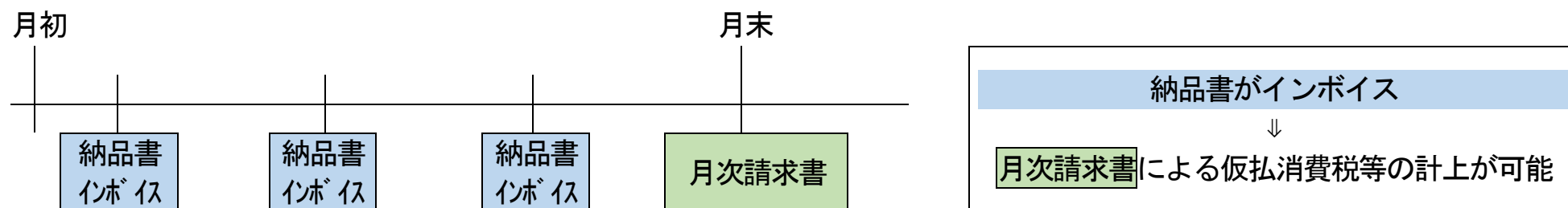
帳簿積上げ計算における「課税仕入れの都度」について、インボイス通達4-4は、次のように示しています。

例えば、課税仕入れに係る適格請求書の交付を受けた際に、当該適格請求書を単位として帳簿に記載している場合のほか、課税期間の範囲内で一定の期間内に行った課税仕入れにつきまとめて交付を受けた適格請求書を単位として帳簿に記載している場合がこれに含まれる。

令和4年6月10日に開催された座談会²において、「課税仕入れの都度」の範囲は、インボイスごとに限ったものではないことが明らかにされました。

【納品書がインボイスである場合】

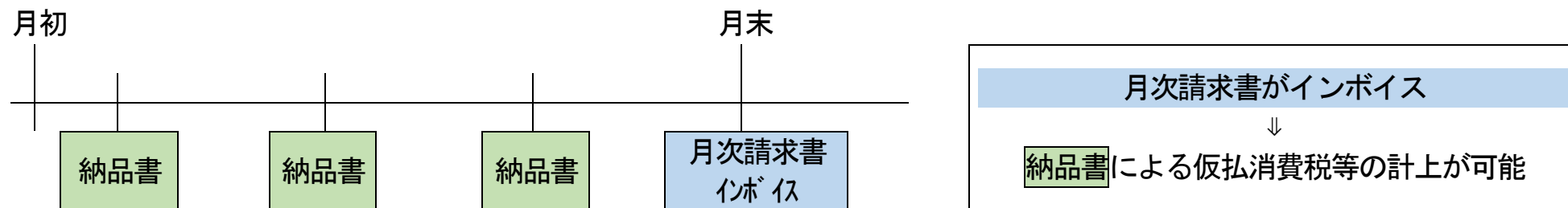
例えば、納品書がインボイスである場合において、キャッシュアウトする月次請求書の合計金額によって仕入れを計上することは、「課税仕入れの都度」計上するものとして認められます。



² 「財務省担当官に聞く！インボイス制度の疑問点 ～編集部寄せられた質問を基に実務上の疑問点とその対策を座談会形式で検証～」(主催：税務研究会、出演：佐々木辰実(財務省主税局税制第二課課長補佐)、金井恵美子(税理士)、石井幸子(税理士))。

【月次請求書がインボイスである場合】

例えば、月次請求書がインボイスである場合において、商品管理のために納品書ごとに仕入れを計上することや部門別管理のために各部門の配賦額ごとに仕入れを計上することは、「課税仕入れの都度」計上するものとして認められます。



(4) インボイスの保存がない課税仕入れに係る6年間の経過措置を適用する場合

免税事業者からの課税仕入れについて、6年間の経過措置の適用を受ける場合の具体的な計算は、次のようになります。

Answer

① 仕入税額について「積上げ計算」を適用している場合

課税仕入れごとに、その課税仕入れに係る支払対価の額に110分の7.8（軽減税率は108分の6.24）を乗じて算出した金額に80%（令和8年10月1日から令和11年9月30日までは50%）を乗じて算出します（1円未満の端数は切捨て又は四捨五入）（平30年改正令附則22①一、23①一）。

② 仕入税額について「割戻し計算」を適用している場合

課税期間中に行った経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額の合計金額に110分の7.8（軽減税率は108分の6.24）を乗じて算出した金額に80%（同上）を乗じて算出します（平30年改正令附則22①二、23①二）。

事前準備

I 売手の立場としての事前準備

R5.10.1	売手の事前準備
	<ol style="list-style-type: none">1. 登録の申請（原則として R5. 3. 31 まで）2. インボイスの交付方法と保存方法の決定3. レジや経理・受注システムなどの改修4. 取引先に、登録番号とインボイスの交付方法を連絡5. 社員研修の実施と対応窓口の開設

インボイス制度開始

1 登録の申請

インボイスを交付するためには、税務署長の登録を受ける必要があります。登録申請の受付は、令和3年10月1日に開始しています。原則として、令和5年3月31日までに申請すれば、インボイス制度の開始日（令和5年10月1日）からインボイス発行事業者となります。

なお、日税連は、税理士がクライアントの登録申請に関するサポート業務の円滑化に資するため、『**適格請求書発行事業者登録申請に係る確認書**』（令和3年12月作成、令和4年9月改訂）を提供しています。

「適格請求書発行事業者」登録申請に係る確認書	
	令和 年 月 日
税理士(税理士法人) _____ 様	
<p>私は、消費税の「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」導入にあたり「適格請求書(インボイス)発行事業者」の登録申請手続きについて、貴方から以下の項目についての説明を受けました。その結果、私は本登録申請について以下のとおり希望します。</p>	

<input type="checkbox"/> 登録申請する。	<input type="checkbox"/> ① 課税事業者である。
	<input type="checkbox"/> ② 課税事業者を選択する。
<input type="checkbox"/> 登録申請しない。	<input type="checkbox"/> ③ 免税事業者のままとする。
	<input type="checkbox"/> ④ 課税事業者であるが、インボイス発行事業者を選択しない。
<input type="checkbox"/> 後日判断する。	

所 在 地
名 称
代 表 者 氏 名

印
(以下、「甲」とします。)

① 課税事業者 ⇒ 課税事業者(適格請求書発行事業者)
<input type="checkbox"/> 甲は令和5年10月1日を含む課税期間において消費税等の課税事業者であることが予定されている。 <input type="checkbox"/> 登録を、令和5年10月1日から受けること。 <input type="checkbox"/> 登録申請書の提出は、原則として、令和3年10月1日～令和5年3月31日まで。 <input type="checkbox"/> 適格請求書発行事業者には以下の義務があること。 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 課税事業者の求めに応じて、適格請求書等を交付する義務、交付した適格請求書等の写しを保存する義務等がある。交付した日(電磁的記録を提供した日)の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間保存。 </div> <input type="checkbox"/> 基準期間の課税売上高が、1,000万円以下になっても免税事業者とならず消費税申告は必要となるため、1,000万円以下となった場合は再度税理士に相談すること。 <input type="checkbox"/> 登録の取消しを求める場合は、「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を提出することになる。登録取消しに係る手続上の留意点については下記参照。 <input type="checkbox"/> 個人事業者の場合、適格請求書発行事業者の「屋号」「通称又は旧姓」「主たる事務所の所在地」等の公表が可能であること。

② 免税事業者 ⇒ 課税事業者(適格請求書発行事業者)

- 甲は令和5年10月1日を含む課税期間において消費税等の免税事業者であることが予定されている。
- 登録を、令和5年10月1日から受けること。
- 登録申請書の提出は、原則として、令和3年10月1日～令和5年3月31日まで。
- 簡易課税制度を選択する場合は、消費税簡易課税制度選択届出書を提出する。(通常は課税期間の初日の前日まで、経過措置の適用を受ける場合は登録を受けた日の属する課税期間の末日(個人の場合は登録を受けた年の12月31日)まで)
- 適格請求書発行事業者には以下の義務があること。
 - 課税事業者の求めに応じて、適格請求書等を交付する義務、交付した適格請求書等の写しを保存する義務等がある。交付した日(電磁的記録を提供した日)の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間保存。
- (免税事業者が登録を受けた場合)登録日から課税期間の末日までの期間について、消費税の申告が必要。
- 基準期間の課税売上高が、1,000万円以下になっても免税事業者にはならない。
- 登録を取消し免税事業者になる場合は、「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を提出し、かつ、消費税課税事業者選択不適用届出書(登録の経過措置適用者は不要)を税務署長に提出する必要があること。登録取消しに係る手続上の留意点については下記参照。
- 個人事業者の場合、適格請求書発行事業者の「屋号」「通称又は旧姓」「主たる事務所の所在地」等の公表が可能であること。

③ 免税事業者 ⇒ 免税事業者(登録をしない)

- 甲は令和5年10月1日を含む課税期間において消費税等の免税事業者であることが予定されている。
- 今回は登録の申請をしない。
- 取引先が、消費税等を一般課税方式で申告している場合、免税事業者からの課税仕入れは仕入税額控除ができないことについて説明を行い、甲は了承した。ただし、経過措置により、令和5年10月1日～令和8年9月30日は80%、令和8年10月1日～令和11年9月30日は50%の控除を受けられる。令和11年10月1日からは仕入税額控除は不可となる。

- 取引価額について値引を要請される可能性があることについて、説明を行い、甲は了承した。
- 適格請求書を発行できない。
- 適格請求書と誤認される書類の交付は禁止。違反すれば罰則規定がある。

④ 課税事業者 ⇒ 課税事業者(登録をしない)

- 甲は令和5年10月1日を含む課税期間において消費税等の課税事業者であることが予定されている。
- 今回は登録の申請をしない。
- 取引先が、消費税等を一般課税方式で申告している場合、登録を行わない甲からの課税仕入れについては、仕入税額控除ができないことについて説明を行い、甲は了承した。(ただし、6年間は経過措置あり。)
- 取引価額について値引を要請される可能性があることについて、説明を行い、甲は了承した。
- 消費税等の申告は必要である。
- 基準期間の課税売上高が、1,000万円以下になれば免税事業者となる。
- 適格請求書を発行できない。
- 適格請求書と誤認される書類の交付は禁止。違反すれば罰則規定がある。

登録取消を求める場合の手続上の留意点

登録の取消を求める場合は「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を所轄税務署長に提出することになる。(登録日到来前に業態の変更などによりやむを得ず登録取消の必要が生じた場合は、事前に税理士に相談すること)

- 課税期間の末日から30日前の日の前日(31日前)までに提出した場合
届出書を提出した日の属する課税期間の「翌」課税期間から失効
- 課税期間の末日から30日前の日以後に提出した場合
届出書を提出した日の属する課税期間の「翌々」課税期間から失効

2 インボイスの交付方法と保存方法の決定

何をインボイスとするか（請求書、納品書、レシートなど）、インボイスの交付をどのような方法で行うか（紙の交付か、電子インボイスの提供か）を検討します。また、交付したインボイスの写しやデータの保存方法についても、検討しなければなりません。

ベンダーが提供する請求書発行システムを使用している場合は、時期が来れば対応版にバージョンアップされるので、問題ありません。

自社で構築したシステムでも、現状において交付している書類（請求書、納品書、レシートなど）やデータの記載事項に登録番号を追加して、インボイスとすることができる場合が多いと考えられます。

一つの書類で記載事項のすべてを満たすことができない場合には、複数の書類やデータを組み合わせてインボイスとすることもできます。ただし、複数の書類やデータを組み合わせて記載事項を充足するという選択は、業務を混乱させるおそれがあるため、望ましいものではありません。したがって、新たな請求書等の様式を検討することも考えられます。

デジタルインボイス（電子インボイスの日本標準仕様）は、日々の納品書と月まとめの請求書の交付に対応するものとなる予定です。このシステムの採用によるオペレーションの効率化や生産性向上が期待されています。

3 レジや経理・受注システムなどの改修

インボイスの交付方法や保存の方法は、システムの改修がどの程度必要になるかが、判断材料の一つになります。また、システム改修は、効率化のために業務全体を見直す機会でもあります。

なお、インボイス制度の開始前に、登録番号を記載した書類を交付し、データを提供しても、取引の相手方が行う仕入税額控除の要件に影響はなく、問題はありません。登録の通知を受け、インボイスの発行に対応したレジシステム等の改修を行った時点で、インボイスの記載事項を満たした請求書等を発行することができます。

4 取引先との連絡

インボイス制度への移行をスムーズに進めるため、インボイスとして交付する書面やデータ及びその交付方法は、取引先へ周知し、相互に確認しておく必要があります。

得意先への報告文書は、例えば次のようなものが考えられます。


令和〇年〇月〇日							
株式会社△△御中	〇〇株式会社						
適格請求書発行事業者登録のご報告							
拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。							
さて、令和5年10月1日に、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始する予定です。弊社は、登録申請手続きを完了いたしましたので、適格請求書発行事業者登録番号をご通知いたします。							
適格請求書発行事業者登録番号 <u>Txxxxxxxxxxxxxxxx</u>							
上記の登録番号は、国税庁ホームページの「適格請求書発行事業者公表サイト」にて、ご確認いただくことができます。							
また、弊社のインボイス及びその交付方法は、現在、お客様の利便を最優先に検討中でございます。後日ご報告させていただきます。							
弊社のインボイス制度運用について、ご質問等がございましたら、下記にご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。							
<table border="1"><tr><td colspan="2">〇〇株式会社インボイス対応室</td></tr><tr><td>担当者</td><td>: ○○○○</td></tr><tr><td>電話番号</td><td>: xxxxxxxxxxx</td></tr></table>		〇〇株式会社インボイス対応室		担当者	: ○○○○	電話番号	: xxxxxxxxxxx
〇〇株式会社インボイス対応室							
担当者	: ○○○○						
電話番号	: xxxxxxxxxxx						
敬具							

5 社員研修の実施と対応窓口の開設

インボイス制度に係る社員研修の実施が必要です。

社内の担当者及び取引先からの問い合わせに応える担当者を決定し、対応窓口を開設するべきでしょう。

II 買手の立場としての事前準備

買手の事前準備	R5.10.1
<ol style="list-style-type: none">1. 受領したインボイスの保存方法の検討2. 経理・発注システムなどの改修3. 仕入先が登録していない場合の対応の検討4. 取引先に、登録の有無とインボイスの受領方法を確認5. 社員研修の実施と対応窓口の開設	

1 受領したインボイスの保存方法の検討

買手の立場としては、どのような方法でインボイスを保存するのか検討が必要です。売手は、自らインボイスの交付方法を決定し、取引先から特に要望等がなければそれを実行することになりますが、買手は、様々な方法で交付されるすべてのインボイスを保存しなければなりません。単体の書類による交付、複数の書類による交付、データと書類の組み合わせによる交付、電子インボイスの提供等、様々なケースを想定した対応の検討が必要です。

電子インボイスをデータのまま保存する場合は、電子帳簿保存法に定められた要件に準じて保存しなければなりません。令和3年度税制改正において、電子帳簿保存法は、要件を大幅に緩和する改正が行われました。

また、改正後の電子帳簿保存法は、電子取引の取引情報について、データ保存のみを認め、紙に印刷して保存することを認めていませんが、消費税法では、提供された電子インボイスのデータを紙に印刷して保存することを認めています。この場合に

は、整然とした形式及び明瞭な状態で出力する必要があります。

2 経理・発注システムなどの改修

インボイスの保存方法を決定したら、必要に応じて、経理・発注システムなどのシステム改修を行います。

ベンダーが提供するシステムを使用している場合は、基本的に問題はありません。機能強化の内容を早めに確認しておきましょう。

3 仕入先が登録していない場合の対応の検討

仕入先が登録しない場合には、控除することができない税額は、買手の費用になってしまいます。

この問題について、どのように対応するのか検討しなければなりません。継続して取引を行う仕入先と価格交渉を行う場合や仕入先の変更については、独占禁止法及び下請法に留意する必要があります。

4 取引先との連絡

そのためには、まずは、仕入先の状況を把握する必要があります。

継続的に取引を行う取引先（売手）に対して、登録の有無、インボイスの様式と交付の方法、インボイス制度に関する問い合わせの部署等を確認しておきましょう。

たとえば、次頁のような文書によって、仕入先の状況を確認する方法が考えられます。

5 社員研修の実施と対応窓口の開設

インボイス制度に係る社員研修の実施が必要です。

社内の担当者及び取引先からの問い合わせに応える担当者を決定し、対応窓口を開設すべきでしょう。

令和〇年〇月〇日

株式会社〇〇御中

〇〇〇〇〇〇株式会社

適格請求書発行事業者登録番号のご通知とご依頼

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年10月1日に、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始する予定です。そこで、弊社の適格請求書発行事業者登録番号をご通知するとともに、貴社の登録番号等について、ご連絡をいただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 弊社は、登録申請手続きを完了いたしましたので、適格請求書発行事業者登録番号をご通知いたします。

適格請求書発行事業者登録番号 TXXXXXXXXXXXXXXXX

上記の登録番号は、国税庁ホームページの「適格請求書発行事業者公表サイト」にてご確認いただくことができます。

2. 貴社が、登録手続きを完了されましたら、次の事項をお知らせください。

- ① インボイス制度に関する貴社のお問い合わせ窓口
- ② 貴社の適格請求書発行事業者登録番号
- ③ 貴社の適格請求書の交付の方法

なお、適格請求書発行事業者の登録をされない場合は、その旨をご連絡ください。

以上

ご不明な点がございましたら、下記担当者までご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。

インボイス対応室〇〇〇〇

3 適格請求書発行事業者登録制度（事業者登録制度）

I インボイス発行事業者

適格請求書発行事業者（本資料では「インボイス発行事業者」と呼んでいます。）とは、インボイスを交付することができる事業者として登録を受けた事業者をいいます（新消法 57 の 2①～③）。

1 登録は事業者の任意

登録は、課税事業者が自ら税務署長に申請して行うものであり、どのように大規模の事業者であっても、自動的に登録されることはありません。したがって、課税事業者であっても登録しない者が存在することになります。

ただし、仕入れを行う事業者は、仕入税額控除を行うためにインボイスの交付を求めますから、大半の課税事業者は登録をするものと考えられます。

また、納税義務が免除される事業者であっても、インボイスを交付する必要に迫られ、課税事業者となることを選択して登録する場合があるものと考えられます。

2 登録の要件

登録は、課税事業者でなければできません。

消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者は、登録拒否要件に該当する者として、登録することができません（新消法 57 の 2⑤）。この登録拒否要件に該当しない場合は、登録申請をすれば、必ず登録されます。

3 登録国外事業者制度の廃止

「電気通信利用役務の提供」に係る登録国外事業者制度は、令和 5 年 9 月 30 日をもって廃止されます。

国外事業者が令和 5 年 9 月 1 日時点で登録国外事業者としての登録を受けている場合は、「適格請求書発行事業者の登録申請

書」を提出することなく、インボイス制度開始と同時に「適格請求書発行事業者」として登録されます（平成28年改正法附則45①）。

II 登録の手続き

1 登録申請書の提出

インボイス発行事業者になろうとする事業者は、税務署長に対して、「適格請求書発行事業者の登録申請書」（登録申請書）を提出します（新消法57の2②）。

事業者から、登録申請書の提出を受けた税務署長は、登録拒否要件に該当しない場合には、「適格請求書発行事業者登録簿」に法定事項を登載して登録を行い、登録を受けた事業者に対して、その旨を書面で通知することとされています（新消法57の2③④⑤⑦）。

郵送等により提出する場合の送付先は、各国税局のインボイス登録センターとなります。

書面により「登録申請書」を提出してから通知までの期間は、1か月程度とされています。

2 e-Taxによる申請

国税庁は、e-Taxによる申請を推奨しています。個人事業者はスマートフォンでも手続きが可能です。

e-Taxで申請する際に、「本申請に係る通知書等について、電子情報処理組織（e-Tax）による通知を希望します」の欄にチェックを入れると、税務署での処理後速やかに登録通知がメッセージボックス内に格納され、1,900日間保管されます。

また、事前に登録したメールアドレスに、登録通知がメッセージボックス内に格納された旨を知らせるメールが送信されます。関与税理士のメールアドレスをあわせて登録しておけば、事業者と関与税理士の双方にメールが送信されます。

登録通知の電子データには、税務署による認証が付されているため、改ざんのないデータであることが確認でき、取引先に対しても、メールに登録通知のデータを添付して連絡することができます。

また、書面通知と同様の形式で印刷することができます。

e-Taxにより登録申請をしてから通知までの期間は、は2週間程度とされています。

申請から登録完了までの期間のめやす	
e-Tax 提出の場合 … 約2週間	書面提出の場合 … 約1か月

今後の見通し（申請期限は原則として令和5年3月31日）
<p>申請の約4割が、令和5年2月、3月に集中するのではないか</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>申請が集中すれば、登録処理が完了するまで数か月の期間を要することも考えられる</p>

3 登録の効力

登録の効力は、通知の日にかかわらず、適格請求書発行事業者登録簿に登載された日（登録日）に発生します。

4 登録の取消し

税務署長は、次の場合に登録を取り消すことができます（新消法57の2⑥）。

登録の取消し事由
<ul style="list-style-type: none"> ● 1年以上所在不明であること ● 事業を廃止したと認められること ● 合併により消滅したと認められること ● 消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたこと ● 登録申請書に虚偽の記載をして登録を受けたこと

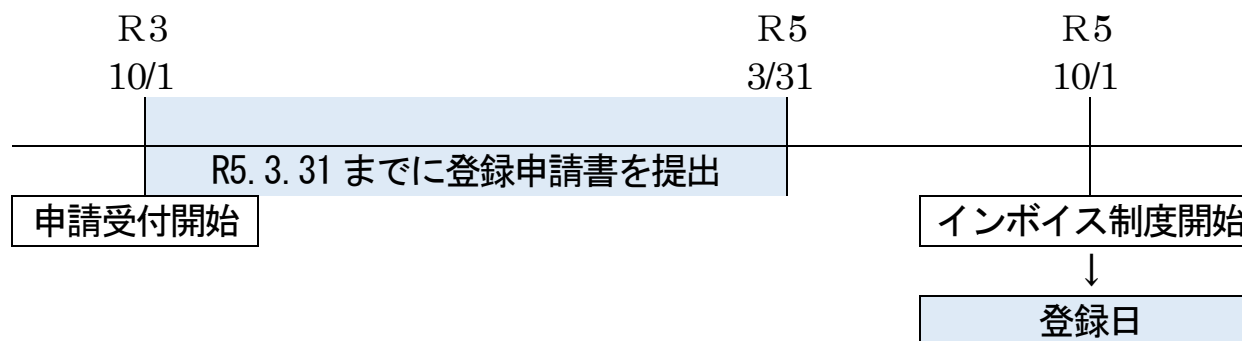
「所在不明」とは、たとえば、消費税の申告書の提出がないなどの場合において、文書の返戻や電話の不通をはじめとして、事業者と必要な連絡が取れないときなどが該当します。

※ 国税通則法 117 条 1 項の規定により納税管理人を定めなければならない国外事業者が納税管理人の届出をしていないときは、税務署長はその国外事業者の登録申請を拒否し（新消法 57 の 2⑤一イ・二ロ）、又は、その登録を取り消すことができます（新消法 57 の 2⑥一ニ・二ニ）。

Ⅲ 登録申請の時期

1 インボイス制度の開始日に登録を受けようとする場合

インボイス制度が導入される令和 5 年 10 月 1 日に登録を受けようとする事業者は、令和 5 年 3 月 31 日までに登録申請書を提出する必要があります（平 28 年改正法附則 44①）。



※ 特定期間における課税売上高が 1000 万円を超えたことにより課税事業者となる場合は、「令和 5 年 3 月 31 日」は、「令和 5 年 6 月 30 日」に読み替えてください。

2 困難な事情がある場合

ただし、令和5年3月31日までに登録申請書を提出できなかったことにつき「困難な事情」がある場合において、令和5年9月30日までの間に登録申請書にその困難な事情を記載して提出し、登録を受けたときは（拒否要件に該当しない限り登録されます）、令和5年10月1日に登録を受けたこととみなされます（平30年附則15）。

「困難な事情」については、その困難の度合いは問いません（インボイス通達5-2）。

※ 特定期間における課税売上高が1000万円を超えたことにより課税事業者となる場合は、「令和5年3月31日」は、「令和5年6月30日」に読み替えてください。

IV 免税事業者の登録

1 免税事業者が登録する場合の原則的な取扱い

インボイス発行事業者の登録は、課税事業者であることが前提とされており、免税事業者が登録を受ける場合には課税事業者選択届出書を提出して課税事業者を選択する必要があります。

課税事業者の選択は課税期間単位で行うものであるため、インボイス発行事業者の登録も、原則として課税期間を単位として行うこととなります（インボイス通達2-1）

2 免税事業者の登録に関する経過措置

ただし、インボイス制度の開始に当たっては、免税事業者が登録の必要性を見極めながら柔軟なタイミングで登録を受けられるようにするため、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間（令和4年度改正前は、「令和5年10月1日の属する課税期間」でした）においては、課税事業者選択届出書を提出することなく、登録申請書の提出によって課税期間の途中であっても登録日から課税事業者になることができる経過措置が設けられています（平28年改法附則44④）。

令和5年10月1日後の日を登録希望日として申請書に記載することができます。

3 登録日以後の課税資産の譲渡等が対象

課税期間の途中からインボイス発行事業者（課税事業者）となる場合には、その登録の日からその課税期間の末日までの期間

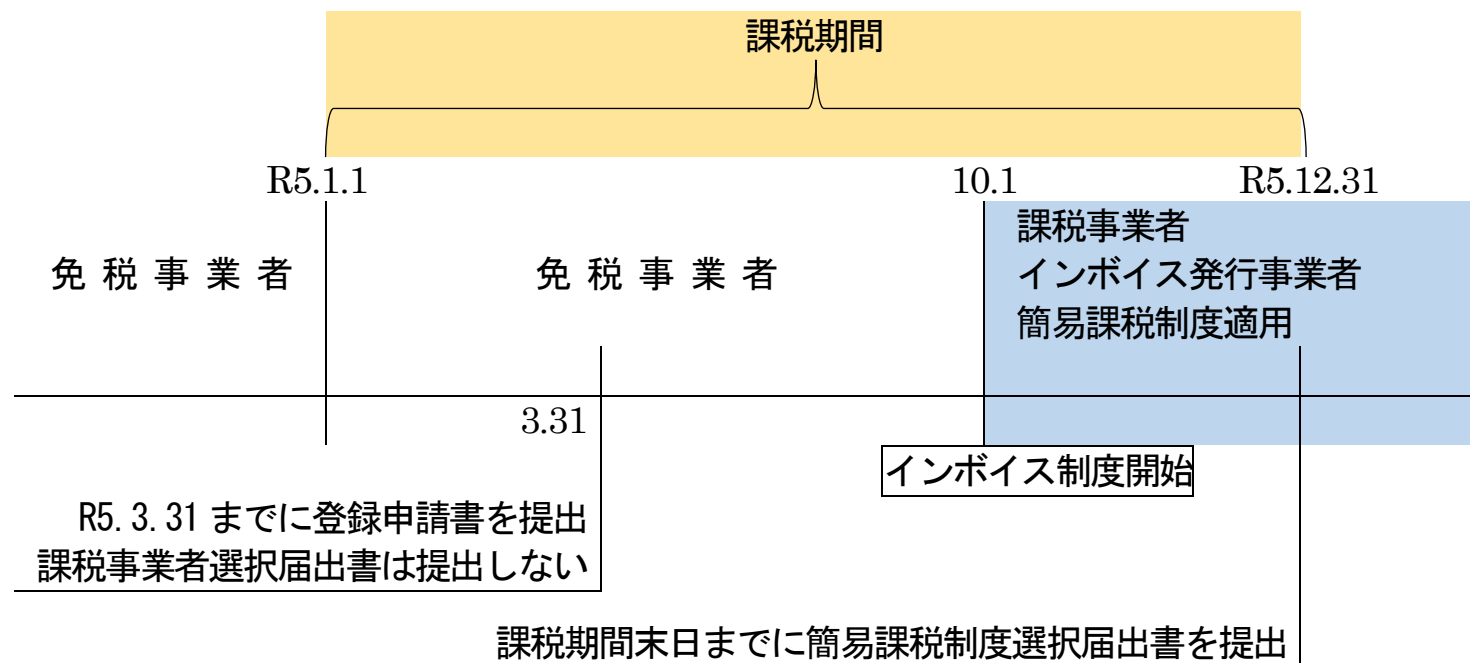
に行った課税資産の譲渡等及び課税仕入れ等を基礎に申告書を作成することになります。

課税事業者になる時に、免税事業者であった期間中に仕入れた在庫がある場合は、その在庫に係る課税仕入れ等は、一般課税の仕入税額控除の対象となります。

4 令和5年10月1日に登録する場合

免税事業者が令和5年10月1日に登録を受ける場合には、原則として令和5年3月31日までに登録申請書を提出すれば、登録拒否要件に該当しない限り、令和5年10月1日に登録され、令和5年10月1日からインボイス発行事業者である課税事業者となります（平28年改正法附則44④、インボイス通達5-1）。令和5年10月1日後の日を登録希望日として申請書に記載することもできます。

【令和5年10月1日に登録する場合】



令和5年3月31日までに登録申請書を提出できなかったことにつき「困難な事情」がある場合において、令和5年9月30日までの間に登録申請書にその困難な事情を記載して提出し、税務署長により登録を受けたときは（登録拒否要件に該当しない限り登録されます）、令和5年10月1日に登録を受けたこととみなされます。

※ 「困難な事情」については、その困難の度合いは問いません。

※ 「困難な事情」の記載がない登録申請書を提出して令和5年10月2日以後に登録を受けた場合の登録日は、その登録を受けた日となり、その日から課税事業者となります。

5 簡易課税制度の届出時期の特例

たとえば不動産賃貸業等の課税仕入れがほとんどない事業である場合や、課税仕入れに係る事務に耐えられないといった場合は、簡易課税制度を選択することが考えられます。

簡易課税制度の適用は、事前の届出が原則とされていますが、令和5年10月1日から令和11年9月30日の属する課税期間において登録する免税事業者が、登録日の属する課税期間に「簡易課税制度選択届出書」を提出した場合には、その課税期間の初日の前日に提出したものとみなされ、提出した課税期間から簡易課税制度を適用することができます。

この場合、簡易課税制度選択届出書に、この提出時期の特例の適用を受ける旨を記載しなければなりません（平30年改正令附則18）。

区分	課税期間の途中からの登録	課税事業者選択届出書	課税事業者の2年縛り	簡易課税制度届出特例
① 令和5年10月1日の属する課税期間	できる	不要	なし	あり
② ①の後、令和11年9月30日の属する課税期間まで	できる	不要	あり	あり
③ ②の後の課税期間	できない	必要	あり	なし

6 2年縛りの適用

「課税事業者選択届出書」を提出した事業者は、事業を廃止した場合を除き、その届出書の提出により課税事業者となった課税期間の初日から2年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ、「課税事業者選択不適用届出書」を提出することができません。これにより、少なくとも2年間は継続して課税事業者となります。いわゆる「2年縛り」です。

免税事業者が、登録申請書の提出のみでインボイス発行事業者である課税事業者となった場合は、「課税事業者選択届出書」の提出がないので、「課税事業者選択不適用届出書」の提出という手続きもありませんから、2年縛りの対象ではありません。

ただし、「課税事業者選択届出書」を提出した事業者と平仄をあわせるために、令和5年10月1日の属する課税期間の翌課税期間以後は、「課税事業者選択届出書」を提出した事業者と同様に、登録開始日から2年を経過する日の属する課税期間までの間は、継続して課税事業者として申告納税することが求められます（平28年改正法附則44⑤）。

V 免税事業者となるための登録の取りやめ

1 登録取消届出書の提出

インボイス発行事業者には、事業者免税点制度は適用されません（新消法9①、インボイス通達2-5）。

したがって、インボイス発行事業者は、基準期間における課税売上高及び特定期間における課税売上高が1000万円以下となっても、登録の取りやめの手続きを行わない限り、免税事業者となることはできません。

インボイス発行事業者は、「登録取消届出書」（「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」）を提出することにより、登録の効力を失わせることができます（新消法57の2⑩一）。

2 登録の効力

登録の効力が失われる日は、次のとおりです（新消法57の2⑩一）。

登録取消届出書の提出日		登録が失効する日
課税期間の末日 から起算して	30日前の日の前日まで	届出の翌課税期間の初日
	30日前の日からその課税期間の末日までの間	届出の翌々課税期間の初日

登録取消届出書の提出の効果は、月単位ではないため、月の大小により変則的になります。

たとえば、課税期間の末日が3月31日である場合、3月31日から起算して30日前の日は、3月2日です。その前日の3月1日に提出すれば翌課税期間の初日に登録の効力がなくなりますが、3月2日に提出すれば、翌々課税期間の初日となります。

また、課税期間の末日が4月30日である場合、4月30日から起算して30日前の日は、4月1日です。その前日の3月31日に提出すれば翌課税期間の初日に、4月1日に提出すれば翌々課税期間の初日に、登録の効力がなくなります。

Ⅶ インボイス発行事業者の公表

1 国税庁の公表サイト

課税仕入れを行って交付を受けた請求書等が登録を受けて交付されたものであるかどうかを客観的に確認できるように、適格請求書発行事業者登録簿に登録された事項は、国税庁ホームページの「適格請求書発行事業者公表サイト」（公表サイト）に公表されます（新消法57の2④①、新消令70の5②）。

公表される事項は、次のとおりです（新消令70の5①）。

国税庁ホームページに公表される事項	
法人	個人事業者
① インボイス発行事業者の名称 ② 登録番号 ③ 登録年月日 ④ 登録取消年月日、登録失効年月日 ⑤ 本店又は主たる事務所の所在地	① インボイス発行事業者の氏名 ② 登録番号 ③ 登録年月日 ④ 登録取消年月日、登録失効年月日
	個人事業者から申出があった場合には次の事項も追加 ⑤ 主たる事務所の所在地等（1つ） ⑥ 主たる屋号（1つ）

※ 特定国外事業者（事務所、事業所等を国内に有しない国外事業者）以外の国外事業者については、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地が公表されます。

※ 人格のない社団等の本店又は主たる事務所の所在地は、申出があった場合に公表されます。

2 個人事業者の公表事項

個人事業者は、申出により、次の事項を公表することができます。

公表の申出をするとき、又は、その公表事項を変更するときは、「適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書」を提出する必要があります。

「適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書」は、e-Taxによる提出が推奨されています。

郵送により提出する場合の送付先は、各国税局のインボイス登録センターとなります。

(1) 個人事業者は申出により旧姓を使用することができる

個人事業者は、申出により、「住民票に併記されている旧氏（旧姓）」を氏名として公表することや、氏名と旧姓を併記して公表することができます（インボイスQA問22）。

(2) 外国人は通称を使用することができる

外国人は、申出により、上記の旧姓使用と同様に、「住民票に併記されている外国人の通称」を使用することができます（インボイスQA問22）。

(3) 個人事業者の申出により屋号等を公表することができる

個人事業者は、税務署長への申出をして、「屋号」や「事務所の所在地」を公表することができます。申出により公表できる屋号（又は事務所の所在地）は、1つ（又は1箇所）です。複数の屋号や事務所の所在地を公表することはできません。

3 登録簿への掲載日の翌日に掲載

公表サイトへの掲載は、税務署での登録処理後、原則として、登録簿への登載日の翌日に行われます。

4 公表期間は登録の取消し後7年間

公表サイトでは、過去に行われた取引についても取引時点での取引先の登録状況を確認できるよう、登録の取消や失効があった場合でも、取消・失効後7年間は、取消・失効年月日とともに公表サイトに掲載され、7年経過後に公表サイトから削除されます。

5 公表サイトによる検索

(1) 公表サイトへのアクセス

国税庁ホームページのインボイス制度特設サイト「特集インボイス制度」内のトップページからアクセスすることができます。

(2) 登録番号による検索が可能

登録番号による検索が可能です。

個人事業者は、「登録番号」以外のたとえば「氏名又は名称」などは、表記可能な字体に置き換えを行っている場合や同姓同名の場合など、正しく検索できない可能性もあるため、「登録番号」以外では検索できません。

法人は、サイト内に法人番号の検索機能が付加されているため、名称等による検索が可能です。

(3) 本店事務所の異動履歴は確認できない

公表サイトにおいて、インボイス発行事業者である法人の「本店又は主たる事務所の所在地」の異動履歴などは確認できません。確認できるのは、検索時点での情報です。

(4) Web-API 機能

公表サイトには、法人番号システムと同様に、Web-API 機能が搭載されています。

Web-API 機能は、インターネットを経由して、指定した登録番号で抽出した情報、指定した期間で抽出した更新（差分）情報を取得するための、システム間連携インターフェース（データ授受の方式）を提供するものです。

(5) 公表サイトの活用

登録サイトで確認すべきことは、交付を受けたインボイスに記載された登録番号に間違いがあるかどうかではなく、仕入先が、現にインボイス発行事業者であるかどうかです。

したがって確認は、取引を行なう前、価格交渉の段階で行います。消費税を上乗せして支払った後に、インボイス発行事業者でないことが判明しても遅きに失します。

公表サイトは、取引後ではなく、取引前の確認に活用しましょう。

法人である場合にはその名称や本店所在地により、個人事業者である場合には、本人から告知を受けた登録番号により検索が可能です。

03 インボイス発行事業者の義務

I 課税事業者に対するインボイスの交付の義務

インボイス発行事業者は、課税事業者から求められたときは、原則として、インボイス又は簡易インボイスを交付し、その写しを保存しなければなりません（新消法57の4①⑥）。

また、売上対価の返還等を行った場合には、返還インボイスを交付しなければなりません。

これらの書類の交付に代えて、電子インボイスを提供し、そのデータを保存することができます（新消法57の4⑤⑥）。

また、事業の態様を考慮して、インボイスの交付義務が免除される特例が定められています。

II 記載事項の誤りの是正

インボイス、簡易インボイス又は返還インボイスを交付したインボイス発行事業者は、これらの書類の記載事項に誤りがあつた場合には、これらの書類の交付先に対して、修正したインボイス、簡易インボイス又は返還インボイスを交付しなければなりません（新消法57の4④⑤）。

交付方法は、たとえば、次の方法が考えられます。

- ・ 誤りがあつた事項を修正し、改めて記載事項の全てを記載したものを交付する方法
- ・ 当初に交付したものと関連性を明らかにし、修正した事項を明示したものを交付する方法

ただし、買手は、自ら作成した仕入明細書等で売手の確認を受けたものを保存することもできるので、買手が誤りの個所を修正した仕入明細書を作成して、売手に確認を求めることも考えられます。この場合、売手は、保存するインボイスの写しを修正すればよく、改めて修正したインボイスを交付する必要はありません。

Ⅲ 偽インボイスの禁止

1 禁止行為

インボイス制度は、売手による消費税の納税がインボイスによって証明された場合に、買手における仕入税額控除を認める厳格な制度です。したがって、偽インボイスの交付は厳しく禁止されており、罰則が設けられています。

インボイスを交付することができるのは、インボイス発行事業者だけです。インボイス発行事業者でない者が、インボイス発行事業者が作成したインボイスであると誤認されるおそれのある表示をした書類（適格請求書類等）を交付することは禁止されています（新消法57の5）。

また、インボイス発行事業者については、偽りの記載をしたインボイスを交付することが禁止されています（新消法57の5）。

区 分	禁止行為
インボイス発行事業者以外	適格請求書類等書類等の交付又はデータの提供
インボイス発行事業者	偽りの記載をしたインボイスの交付又はデータの提供

2 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

上記の禁止行為を行った者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するものとされています（新消法65四）。

3 「誤った記載」と「偽りの記載」

インボイス発行事業者がインボイスの記載事項を誤った場合に、「偽りの記載」をしたインボイスを交付したものとして罰則の対象になるのではないかと心配する向きもあるようですが、記載事項を単に誤っただけでは、「偽りの記載」には当たりません。

交付したインボイスの記載事項に誤りを発見した場合は、速やかに買手に連絡して対応しましょう。

4 免税事業者が交付する請求書等

(1) 消費税額等の記載は禁止されない

免税事業者が作成する請求書に消費税額等の記載を禁止する法令はありません。例えば、国税庁は、登録発行事業者でない者に支払う報酬・料金の源泉徴収について、次のように説明しています。

1. 現行の取扱い

報酬・料金等の支払を受ける者からの『請求書等』において、報酬・料金等の額と消費税等の額が明確に区分されている場合には、その報酬・料金等の額のみを源泉徴収の対象とする金額として差し支えありません。

2. インボイス制度開始後の取扱い（現行の取扱いからの変更なし）

インボイス制度開始後においても、上記1の『請求書等』とは、報酬・料金等の支払を受ける者が発行する請求書や納品書等であればよく、必ずしも適格請求書（インボイス）である必要はありませんので、適格請求書発行事業者以外の事業者が発行する請求書等において、報酬・料金等の額と消費税等の額が明確に区分されている場合には、その報酬・料金等の額のみを源泉徴収の対象とする金額として差し支えありません。

現在、一般に事業者間で授受されている請求書等とインボイスの決定的な違いは、登録番号の記載があるかどうかであるといえるでしょう。したがって、登録をしていない事業者が登録番号に見える〔T+13桁の数字〕を記載した請求書や領収書等を抗した場合には、禁止行為に該当するものと考えられます。

(2) 消費税額等の記載は避けるべき

ただし、登録番号の記載のない請求書等に消費税額等の記載がある場合には、取引額として買手の納得を得にくい状況となることは想像に難くありません。

登録をしないで免税事業者のまま事業を継続する場合には、請求書等への消費税額等の表示のみならず、消費税額等を上乗せ

する価格表示も避けるべきです。表示の変更は、インボイス制度の開始を待たず、なるべく早期に行う方が良いでしょう。

IV インボイスの交付義務が免除されるもの

次の課税資産の譲渡等については、インボイスの交付義務が免除されます（新消法 57 の 4①、新消令 70 の 9②）。

インボイスの交付義務が免除されるもの	
イ	公共交通機関特例 …3万円未満の公共交通機関（船舶、バス又は鉄道）による旅客の運送
ロ	卸売市場特例 ……出荷者が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡 (出荷者から委託を受けた受託者が卸売業務として行うものに限る)
ハ	農協特例 ……生産者が農協、漁協、森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡 (無条件委託方式かつ共同計算方式による場合に限る)
ニ	郵便局特例 ……郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出されたものに限る）
ホ	自動販売機特例……3万円未満の自動販売機・自動サービス機による商品の販売等

イは公共交通機関、ロは生鮮食料品の卸売市場への出荷、ハは農協等への無条件委託、ニは郵便局です。いずれも、非常に限られた業種となっています。したがって、これらの限られた業種以外の事業者がインボイス発行事業者となった場合には、ホの自動販売機特例に該当しない限り、消費税の課税事業者から求められた場合には、インボイスを交付しなければなりません。

3 仕入税額控除の要件

I 帳簿の記載事項

保存すべき帳簿の記載事項は、区分記載請求書等保存方式と同じです（新消法 30⑧）。
仕入先の登録番号を記載する必要はありません。

II 保存すべき請求書等

課税仕入れについては、帳簿の保存に併せて、原則として、次に掲げる請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります（新消法 30⑦、⑨）。

課税仕入れにつき保存すべき請求書等	
イ	適格請求書（インボイス）
ロ	適格簡易請求書（簡易インボイス）
ハ	事業者が課税仕入れについて作成する仕入明細書、仕入計算書等の書類で、インボイスの記載事項が記載されているもの （インボイス発行事業者の確認を受けたものに限る。）
ニ	卸売市場特例の適用がある場合に卸売業者が交付する書類
ホ	農協特例の適用がある場合に農協等が交付する書類

上記の書類はいずれも、その記載事項に係るデータの提供を受けて保存することができます。
課税貨物の引取りについては、課税貨物の輸入の許可書等の保存が必要です。
ただし、取引の特殊性から、インボイスの保存がなくても仕入税額控除を認める特例が設けられています。

Ⅲ インボイス制度における仕入税額控除の要件の特例

1 3万円未満の課税仕入れに係る特例の廃止

区分記載請求書等保存方式においては、課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が3万円未満である場合に帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる特例（消法30⑦、消令49①）がありますが、インボイス制度への移行とともに、この取扱いは廃止されます³。

2 災害等の被災者の特例

災害その他やむを得ない事情により、帳簿及び請求書等の保存をすることができなかつたことをその事業者において証明した場合は、帳簿及びインボイスの保存は不要です(新消法30⑦)。

3 特定課税仕入れに係る特例

特定課税仕入れとは、国外の事業者から提供される「事業者向け電気通信利用役務の提供」であり、リバースチャージ方式の対象となるものです。

特例課税仕入れについては、請求書等の保存は不要とされています（新消法30⑦、新消令49①二）。

4 インボイスの保存を要しない取引

(1) インボイスの保存を要しない取引

次に掲げる課税仕入れについても、所定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除が認められます（新消令49①一、新消規15の4）。

³ 日税連は、令和4年5月26日付けで、消費税法施行令49条1項の取扱いを存置することを提案しています (<https://www.nichizeiren.or.jp/whats-new/20220606a/>)。

インボイスの保存を要しない取引

- イ 公共交通機関特例が適用される3万円未満の旅客の輸送
- ロ 自動販売機特例が適用される3万円未満の自動販売機・自動サービス機からの商品の購入等
- ハ 郵便局特例が適用される郵便サービス
- ニ 簡易インボイスの記載事項(取引年月日以外)を満たす入場券等が使用の際に回収される取引
- ホ 古物営業を営む者が、インボイス発行事業者でない者から、古物を棚卸資産として購入する取引
- ヘ 質屋を営む者が、インボイス発行事業者でない者から、質物を棚卸資産として取得する取引
- ト 宅地建物取引業を営む者が、インボイス発行事業者でない者から、建物を棚卸資産として購入する取引
- チ インボイス発行事業者でない者から、再生資源及び再生部品を棚卸資産として購入する取引
- リ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等(出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当)

イ、ロ、ハは、売手においてインボイスの交付が免除される取引であり、買手においてはインボイスの保存を要しません。
ホ、ヘ、ト、チは、インボイス発行事業者以外の者から買い受けた場合に限り、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます(新消法30⑦、新消令49①一ハ(1)～(4))。相手方がインボイス発行事業者である場合は、インボイスの交付を受けて保存する必要があります。

(2) 帳簿の記載事項

インボイスの保存を要せず帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる場合には、帳簿について、通常必要な記載事項に加え、次の事項の記載が必要となります。

帳簿に記載すべき事項

- 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められるいずれかの仕入れに該当する旨
(たとえば、「3万円未満の鉄道料金」、「入場券等」など)
- 仕入れの相手方の住所又は所在地

ただし、次の者からの課税仕入れについては、「仕入れの相手方の住所又は所在地」を記載する必要はありません（インボイス通達4-7）。

- 上記イの公共交通機関による旅客の運送
- 上記ハの郵便役務の提供
- 上記ホの古物の購入（古物営業法により相手方の住所・氏名を帳簿等に記載するもの以外）
- 上記ヘの質物の取得（質屋営業法により相手方の住所・氏名を帳簿等に記載するもの以外）
- 上記トの建物の購入（宅地建物取引業法により相手方の住所・氏名を帳簿等に記載するもの以外）
- 上記チの再生資源及び再生部品の購入（事業者からの購入以外）
- 上記リの出張旅費等

(3) 簡易課税制度を適用する場合

簡易課税制度は、仕入税額控除に係る事務負担から中小事業者を救済するために設けられています。実際の課税仕入れについて一切の事務を行わず、売上げに係る消費税額にみなし仕入率を適用して控除対象仕入税額を算出するものです。したがって、インボイスの保存は必要ありません。

I 課税事業者の経理方式

課税事業者は、法人税又は所得税の所得金額の計算に当たり、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の経理処理については、次のいずれかを選択することができます（新経理通達 2）。

- (1) 税抜経理方式…消費税等の額と本体価額とを区分して経理する方式
- (2) 税込経理方式…消費税等の額と本体価額とを区分しないで経理する方式

II 免税事業者の経理方式

免税事業者は、税抜経理方式によることはできません。税込経理方式により、所得の金額を計算することになります。

III 税抜経理方式

1 原則

インボイス制度では、インボイス発行事業者以外の者（消費者、免税事業者又は登録を受けていない課税事業者）から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません（新消法 30①）。

また、税抜経理方式における仮払消費税等は、仕入税額控除の適用を受ける課税仕入れ等の消費税額等をいうこととされています（法令 139 の 4⑤⑥、法規 28②）。

したがって、税抜経理方式で経理している場合においても、インボイスの保存がない課税仕入れについては、仮払消費税等の額として取引の対価の額と区分して経理する金額はありません。消費税等相当額を含めた支払対価の額を取引の対価として所得金額の計算を行うこととなります（新経理通達 14 の 2）。

たとえば、110 万円の建物を購入した場合の経理処理は、次のようになります。

	借 方		貸 方	
①インボイスの保存あり	建物	1,000,000 円	現金	1,100,000 円
	仮払消費税等	100,000 円		
②インボイスの保存なし	建物	1,100,000 円	現金	1,100,000 円

2 仮払消費税等を計上した場合

消費税等の影響を損益計算から排除する目的や、会計ソフトが対応していないなどの理由で、インボイスの保存がない課税仕入れについて、上記①の仮払消費税等 10 万円を計上する会計処理を行うケースが想定されます。会計上は、この仮払消費税等の額 10 万円は、決算において雑損失に振り替えられるものと考えられます。

このような場合、所得金額の計算に当たって、それぞれの取引の対価の額は、その仮払消費税等の額を含めた支払総額に修正しなければなりません（新経理通達 14 の 2）。

したがって、法人税申告書別表による申告調整が必要となります。

【事例 1】

免税事業者から店舗用建物（耐用年数 20 年：定額法）を取得して、110 万円を支払い、次の経理処理を行った。

	借 方		貸 方	
取得時	建物	1,000,000 円	現金	1,100,000 円
	仮払消費税等	100,000 円		
決算時	減価償却費	50,000 円	建物	50,000 円
	雑損失	100,000 円	仮払消費税等	100,000 円

※ 減価償却費の計算 $1,000,000 \text{ 円} \times 0.050$ （20 年の償却率） = 50,000 円

⇒申告調整

決算時に雑損失とした額は、「償却費として損金経理をした金額」として取り扱い、償却限度額を超える部分の95,000円を減価償却の償却超過額として所得金額に加算します（新経理通達14の2(注)1）。

別表四 所得の金額の計算に関する明細書

区 分		総 額	処 分	
			留 保	社 外 流 出
加算	減価償却の償却超過額	95,000 円	95,000 円	

別表五(一) 利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書

I 利益積立金額の計算に関する明細書				
区分	期首現在 利益積立金	当期の増減		差引翌期首現在 利益積立金額
		減	増	
建物減価償却超過額			95,000 円	95,000 円

※ 建物減価償却超過額の計算

$$(1,000,000 \text{ 円} + 100,000 \text{ 円}) \times 0.050 \text{ (20年の償却率)} = 55,000 \text{ 円 (償却限度額)}$$

$$(50,000 \text{ 円} + 100,000 \text{ 円}) - 55,000 \text{ 円} = 95,000 \text{ 円}$$

【事例2】

免税事業者から商品（220万円）を取得して、110万円が期末在庫となり、次の経理処理を行った。

	借方		貸方	
取得時	仕入	2,000,000円	現金	2,200,000円
	仮払消費税等	200,000円		
決算時	商品	1,000,000円	仕入	1,000,000円
	雑損失	200,000円	仮払消費税等	200,000円

⇒申告調整

決算時に雑損失とした20万円のうち、期末在庫として残った商品に係る部分の金額10万を所得金額に加算することになります。

別表四 所得の金額の計算に関する明細書

区分		総額	処分	
			留保	社外流出
加算	雑損失の過大計上	100,000円	100,000円	

別表五(一) 利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書

I 利益積立金額の計算に関する明細書				
区分	期首現在 利益積立金	当期の増減		差引翌期首現在 利益積立金額
		減	増	
商品			100,000円	100,000円

【事例3】

免税事業者が営む飲食店で飲食し、11万円を支払った。

	借方		貸方	
支出時	接待交際費	100,000円	現金	110,000円
	仮払消費税等	10,000円		
決算時	雑損失	10,000円	仮払消費税等	10,000円

⇒申告調整

申告調整は不要です。

この事例では、接待交際費の支出時に仮払消費税等の額として経理した金額を決算時に雑損失として計上しています。この雑損失の額は、本来は接待交際費の額に含めるべきものですが、いずれも損金の額に算入されることについては変わりがないため、結果的に申告調整は不要となります。

交際費等の損金不算入制度は、令和4年度税制改正により、法人が令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度において支出する交際費等の額がある場合に適用するものとされています（措法61の4）。交際費等の額の計算や、交際費等の範囲から除かれる飲食費の金額基準である「5,000円以下」の判定は、仮払消費税等の額として経理した金額を飲食のために要した費用の額に算入した後の金額により行うこととなります（新経理通達12）。

3 令和5年10月1日から令和8年9月30日までの経過措置

令和5年10月1日から令和8年9月30日までの間に行われたインボイスの保存がない課税仕入れ（区分記載請求書等の保存があるもの）については、その80%が課税仕入れの対象となります（平28年改正法附則52①）。

税抜経理方式で経理している場合においては、支払対価の額のうち消費税等の額の80%相当額が仮払消費税等の額となります（新経理通達3の2、経過取扱い(2)、所得税新経理通達3の2、経過取扱い(2)）

令和5年10月1日に免税事業者から店舗用建物を取得し、110万円を支払った場合の経理処理は、次のようになります。

	借方		貸方	
R5. 10. 1~R8. 9. 30	建物	1,020,000 円	現金	1,100,000 円
	仮払消費税等	80,000 円		

●消費税等相当額の全額を仮払消費税等に計上した場合

消費税等相当額の全額（上記の例では 10 万円）を仮払消費税等として計上した場合には、仕入税額控除の対象とならない 20%相当額について、上記 2 と同様の申告調整を行うことになります。

4 令和8年10月1日から令和11年9月30日までの経過措置

令和8年10月1日から令和11年9月30日までの間に行われたインボイスの保存がない課税仕入れ（区分記載請求書等の保存があるもの）については、その 50%が課税仕入れの対象となります（平 28 年改正法附則 53①）。

税抜経理方式で経理している場合においては、支払対価の額のうち消費税等の額の 50%相当額が仮払消費税等の額となります（新経理通達 3 の 2、経過的取扱い(2)、所得税新経理通達 3 の 2、経過的取扱い(2)）

令和8年10月1日に免税事業者から店舗用建物を取得し、110万円を支払った場合の経理処理は、次のようになります。

	借方		貸方	
R8. 10. 1~R11. 9. 30	建物	1,050,000 円	現金	1,100,000 円
	仮払消費税等	50,000 円		

●消費税等相当額の全額を仮払消費税等に計上した場合

消費税等相当額の全額（上記の例では 10 万円）を仮払消費税等として計上した場合には、仕入税額控除の対象とならない 50%相当額について、上記 2 と同様の申告調整を行うことになります。